

【津志田保育園保護者説明会】

日 時 平成 18 年 11 月 7 日（火） 午後 7 時～9 時 10 分

場 所 津志田保育園 ホール

出席者 津志田保育園保護者 21 名

内容等

資料の 2 ページで「市では園児への影響を最小限にするため、引継保育に万全を期したいと考えております。」とあるのは、市としても子どもに影響があるものと考えての最小限という表現か。

保育士が入れ替わることにより園児に影響があることを保護者の皆様が一番心配していること、また影響のある部分であると市でも充分認識している。そこで、引継保育の期間を 1 年間とすることにより、行事や保育の方針、園児の様子についても十分に把握し、影響を少なくして移管できるものと考えている。また、保育士の人数についても現在よりも増やすことにより、全体としては移管先の 6 名の保育士との合同保育に余裕を持たせることにより影響を少なくしたいと考えている。

その中で一番長い期間ということから三重県とあわせて 1 年間としたようだが、1 年間で大丈夫だと判断のもとでの引継保育の実施か。

先進地の情報を示して欲しい、というご意見もいただいている。既に民営化の実績のある四日市市をいろいろと参考にしているが、1 年間の引継期間について、また合同保育について視察をする予定である。

資料の 5 ページで「移管先法人に訪問していただく」とあるが具体的な内容はどのようなことか。

「移管の 1 年前に移管先法人から派遣していただく」というのは引継保育にかかる部分である。市の職員の身分を付与し、合同保育を実施する。次の「移管後に移管先法人を訪問」するのは、公立保育園の保育士になる。津志田保育園に勤務していた園長、主任等が定期的に移管先に訪問し、保育の状況が移管前と相違がないか、施設について不明な点がないか、把握していく。

移管先法人の決定の仕方だが、保護者の代表が入ることになっているが、どのくらい意見を聞いてもらえるのか。決定に際して移管先の保育園を見学したり、説明会を開いたり、話し合いで決めるのか。

選定委員 5・6 名の選定委員会を開き決定するが、討論をして決めるのではなく、保育内容や職員体制などについて、どのように保育所運営をするか提案型の公募により、選定委員が項目ごとに評価、採点し全体を点数化し決定する。選定委員には 3 回程度集まっていたか予定。1 回目はどこの項目の評価に重点を置くのか、評価の重点を決める表の作成。2 回目は公募した法人の運営する保育園の見学。3 回目は公募法人のプレゼンを聞き、評価、点数化して順位を決める。プレゼンについては一般に公開するが、人数については十数人程度になる。

規定を設けないということは、公募した中から選定するということか。たとえば職員配置の最低基準などに対して保護者の意見、要望は取り入れられないのか。国の基準というのは最低条件のラインではないのか。

最低基準という表現になっているが、実際に公立もこの基準により運営しているので、設置運営するための基準と考えていただきたい。

それでは、基準を超えた一番得点の高いところに決定になるのか。

採点方式については、運営方針や職員配置や年齢構成など評価項目の中で、どの部分に重点をおき評価点を高くするのか、また総得点の半分以下であれば選定対象からはずすなどの規定を設けるかどうかなど、選定委員に決定していただくことになる。

選定委員を決める基準はあるのか。

保護者、法人の経営状況を判断できる公認会計士、税理士。保育現場に精通している方。有識者など子育て支援全般について広く知識を有している方。第三者評価をしている、保

育所を客観的に評価している機関の団体の方を考えている。

移管先法人の選定について確認したいが、公募ということになっているが、具体的にこの法人になるのではといううわさを聞くがどうか。選定委員会を確実にこなすのか。

まだ募集は全く出していない。市内の私立保育園には保育所民営化計画の説明はしているが、具体的な募集の条件や期間などはまだ全く提示していない。選定委員会については必ず設置し、公募法人のプレゼンも実施する。

市から特定の法人に公募するようにすすめているというような事はないということか。

そのようなことは全くない。

選定委員会の決定に基づき市長が最終的に決定することになるかと思うが、決定を覆すことはあるか。

点数化して決定するので、内容点検の上間違いがなければ選定委員会の選定の評価を尊重すべきと考える。

資料5ページの3で今いる臨時保育士を雇用することを条件に入れることはできないか。法人の運営の仕方にもかかわってくることであり、条件の中に必ず今いる臨時保育士を雇いなさいということは法人経営に干渉することになるので難しい。需要と供給の兼ね合いの中で臨時保育士と法人のニーズが合致すれば間に入り調整していきたい。また、プレゼンの中に積極的に今いる臨時保育士を雇用したいと提案する法人があるかもしれないが、その点を選定委員がどのように評価するかにもよる。

移管後の訪問指導について、移管先法人に受け入れてもらえないこともあるのではないか。訪問指導も市が実施するが、移管先法人と保護者と市の三者協議についても定期的を実施していく。訪問指導の状況について市に報告が入るので、訪問指導に従わないことがあれば、市で事前に訪問するなり、三者協議の話題に取り上げていくので、訪問指導を無視することはないものである。

資料の4ページで 保護者に説明を続けていくとあるが、保護者が納得しないままでもこのスケジュールで実施していくのか。白紙とまではいかなくても延期はありえるのか。

民営化の方針は市の施策として決定しているものであり、市議会にも説明している。予算についても引継保育にかかる分について19年度予算として編成することになる。

保護者が反対しても進めていくのか。

引継保育の合同保育や保育士の加配により余裕をもって引継を行い影響が少ないように、また通常の年度替りの人事異動の範囲内とし、できるだけ影響を少なくしたいと考えている。

今の津志田保育園の保護者は、ここの保育園を選んで入園させたにも関わらず、市の方針ということで民営化を迫られるのは保育の権利という点でいかなものか。

津志田保育園を廃園にするものではない。あくまでも運営主体だけが変更されるのであって、保育については現在の内容を継承していただく。

民営化のメリットとして乳児、休日、延長保育、待機児童解消等が挙げられている。新しく入る人にとっては、それらを求める人もいるのかもしれないが、今の津志田保育園の保護者がそれらを求める声はあったのか。

直接、今の保護者から求められたことはない。ただ、保育園は現在入所中の方のためであると同時に地域の方のための場所でもあることをご理解願いたい。

待機児童の数は。

今月で100人弱となっている。

移管され乳児の受け入れが増えることで、園の定員は現在の90人から何人になる。

今後の移管条件の中で詰めていくことになると思うが、現在の待機状況等を踏まえて判断することになる。増加分の定員に対しては、配置基準に基づき職員が配置される。

移管後も市の職員が出向という形で保育を行っている所は無いのか。

通常、市の職員には定数が定められている。こういう保育を行うからこの定数というように。移管後も職員を派遣させるということは、本来、民間で運営する部分に対し、市が余

剩りにコストをかけることとなるので考えられない。移管前の引継保育を行うことによって、スムーズに移管できると考えている。

職員の平均年齢は下がるのだろうか。

確かに公私で比較すると平均年齢に差はあるが、要は全体のバランスが大事だと思う。若い職員だけの園でもダメ、ベテランだけの園でもダメ、中堅交えてバランスよく配置されることが公私問わず、運営の理想になる。付け加えると、市ではここ3～4年保育士を採用していないので、自ずと平均年齢で私立と差が出てくる。

移管条件の中で「経験年数10年以上」とあるが、短大出て勤めれば30代前半の保育士も含まれる。今の津志田の保育士から比べると落ちるのでは。

他の市町村のケースを見ると、公募条件に年齢制限は設けているところは少ない。法人の自発的な提案を前提としているものと思われるが、盛岡市では敢えて年数条件を明記しハードルを上げた。先ほどの職員配置の話に繋がるが、公立にベテラン保育士がいるのと同様に私立にもベテランがいる。決して20～30代だけの園とはならない。

民間の保育士さんががんばっているのは分かるが、実情を把握しているかどうかが不安。

引継保育による職員の配置方法について詳しく教えてほしい。

まず、現在の配置状況だが、正職員8名（主任1名含む）、臨時職員6名計14名の保育士がいる。19年4月に正職員2名が定期異動になるが、その空いたところに法人から2名＋主任1名の3名を派遣してもらおう。つまり、この時点では今よりも1名加配となり、派遣された主任には園全体の把握に努めてもらうこととし、この体制を1年間続ける。そして、19年の10月になったら任用期限が切れる臨時職員3名の代わりに、法人から新たに3名の正職員を派遣してもらおう（この時点では市正職員6名、臨時職員3名、法人正職員6名の計15名）。20年4月の移管時点で6名の職員が半年ないし1年間の引継を経験することとなる。市の正職員6名は他の公立保育園へ異動となるが、20年3月末時点で働いている臨時職員を法人が採用し、継続して津志田保育園に勤務できるか否かについては、法人の方針、臨時職員本人の意思等を考慮し、検討することになると思う。

19年9月末で任用期限が切れる臨時保育士は既に決まっているのか。

任用計画の中で決める。臨時職員の任用については、最長で1年の任用が可能であり、期限終了後3ヶ月間を空けないと再び任用することはできないという決まりがある。任用計画とは、その決まりに基づき市で定めるもの。

臨時職員に代わって入る職員も、日中フルタイムで勤めるのか。

周りの正職員と同様に勤務してもらおう。

移管後の乳児を受け入れ始める時期はいつ頃になるのか。

施設整備に係る国の補助は、私立しか対象になっていないという関係があるので、20年4月の移管後に整備を行うことになる。従って受け入れの開始もそれ以降になる。

園庭側に増設されるのか。

具体的には決まっていないが、園庭を広く利用できるような形での増設になるのでは。市も補助金を出さないので、どのような形にするかは法人から意見を伺うことになる。一番の心配は安全性である。工事のために機械とか車両等も入るだろうし、子供達も小さいし、先生方も入れ替わったばかりの状況でバタバタしているだろうし、果たして事故がなく子供達が安全に生活できるかどうか大きな不安材料になる。そこらへんまで含めて引継を円滑に進めるというスタンスだと考えていいのか。

運営が円滑できなければ、0歳児保育もありえないと考えている。本来の運営があつての乳児保育の実施だと思っているので、その部分も加味したうえでの計画になる。法人の資金計画もでてくるので、引き継いだ4月からすぐ実施するというのは想定しづらい。

それであれば、そんなに急いで乳児保育を20年度に始める意味というか市の判断がどうかと思うが。

時期的には、どうしても20年度中に乳児保育を始めていただきたいと考えている。補助の関係もあるので、19年度には動き出さなければならない。

20年度中に工事をするということが。受け入れも始めて募集して、そんな早急な動き方で、うまく進められるわけがないと思うのだが。20年度中に始めるということは、予算とかを何千万円というのを今持っていなければならぬと思うのだが、今すぐ払える状態になっているのか。

払うというのは、完成後に支払うことになる。

選定の際に、法人の資金力とか資産とか、そういうものも当然加味することになっている。安定的に継続的に運営できる法人を選定することになるので、心配しなくてもいいのではないかと思う。

安全性の問題も、児童センターや保育園の施設整備のときに業者に徹底させることは当然のことであり絶対危険なことがないようにやらせるし、今までも危険なことは一切なかったもので、安心していただきたい。

先生方も中身が良く分からない状態で、移行期間で試行錯誤している状態、子供達も新しい先生達や環境になじめない状態であり、その状態のなか工事が始まり、年度途中には乳幼児の受入れも始まる。そちらで万全を期したつもりでも、大人が考えている以上の何かが起こるのではないかと心配に思う。

心配されるのは当然のことだと思う。他都市の事例を充分に研究調査して、安全を第一に考えていきたいと考えている。

この計画については、先生方のようなエキスパートの意見を聞いたのか。先生達の負担が大きく大変なのではないかと思う。

先進地の事例を続けて調査して、万全を期す心構えで進めることとしているので、安心していただきたい。

今日の話では安心しかねる。

今後、具体的な内容を示していきたいと思う。

説明会の内容を、もう少し分かりやすくまとめて文書で提示していきたい。

これまで開催した説明会の内容についてもお知らせしているし、今回の資料もいただいたアンケートに基づいて作成した。これ以外に出された意見や質問が今回出されたが、それについても項目ごとに整理したものを文書でまとめて示したいと思う。

要望なのだが、平日の夜に説明会を開催されるのは困る。できるだけ週末に開催していただきたい。

他の園の説明会の日程も、園の行事を考慮せずに決めているようなので、保護者の立場になって日程を決めていただきたい。

民営化計画で、乳児保育を始めるのは引継後3年以内となっているが、先程の20年度中に始めることとなっていると説明したが、何か理由があるのか。

確かに計画の中では3年とうたっているが、4月から月を追う毎に乳幼児は増えていくので、小さいお子さんを待機状態から解消したい、できれば早い時期にという気持ちで、20年度中と説明した。しかし、これについては、法人の意向も踏まえなければならない。待機の解消は重要だと思うが、基本的には3年だが来年度中には乳幼児保育の実施を始めること、という条件を示すことになるのか。

条件については、計画に載っているもので進める。

基本的には計画にのっとることになるが、公募要項をつくる際に細かい項目や内容については、決めることとなる。

保護者の意見を取り入れて公募要項を作ることは考えていないのか。

今回の説明会で保護者の方から乳幼児保育はいらぬとの意見が出たが、実際には地域で現在100名程度の乳幼児が困っている状態になっているというように、現在保育所に入所している方と、これから入所する方との考えの違いが出てくる可能性が大きい。市として全体の子育て施策として、こう進めていきたいという部分がないといけないと思う。

一部の人のためだけに、民営化を急ぐのはどうかと思う。

全ての家庭が月曜から金曜までの勤務で土日が休めればいいが、実際には土日も仕事をし

ている家庭もあるから休日保育も必要だし、子供が生まれたからといって仕事を辞められない家庭もあるから乳児保育も必要である。いろいろな形態で困っている人たちがいるので、都南地区でのサービスを拡大していき、その方々を支援する必要があることから民営化を進めたい。

自分は休日保育を利用したかったが、実施している保育園が都南地区になかったため、通勤時間等の関係で利用することができなかった。休日保育を都南地区で実施することに反対はしないのだが、それに市が気づくのが遅かったのではないかと思う。結局、今、休日保育を実施しているのは私立保育園だけだし、公立でも柔軟に対応していかなければならないのではないか。

公立で休日保育を実施することはできないのか。

実施することはできる。ただし、実施するとなれば、それだけの人員配置をする必要があり、公私格差の主たる原因の人件費格差の拡大が一層大きくなることになる。人件費がかさむことになるので、実施していない。

そんなに保育ニーズが切迫しているのであれば、行政の責任として実施しなければならなかったのではないか。

公立で実施することは難しいのだが、(民間保育園へ)財源の部分で支援をすることによってサービスを拡大することだが可能だと考えている。

保育料は変わらないということだが、教材費等の購入代として保育料以外に徴収されることはないのか。

費用徴収については、保護者が納得しなければ徴収できないこととなっている。それを(守ることを)条件にして公募することになる。

皆さんの不安とか疑問について、丁寧に答えていきたいと考えており、今後も、このような説明会を重ねて、不安とか疑問を解消させながらいきたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。また、説明会の日程については、今のところは1回目、2回目のように土曜日のほうが良いと考えているので、そのように設定させていただきたい。